

令和3年度指定居宅介護支援事業所集団指導（第1回）	
令和3年8月12日（木） 午後1時30分～	資料4

## 連絡事項

1. 令和3年10月からの居宅サービス計画の町への届出について
2. 令和3年度運営基準・介護報酬改定における取扱い
3. 特定事業所集中減算（前期分）の届出について

## 1. 令和3年10月からの居宅サービス計画の町への届出について

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出に加え、令和3年10月から「区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占めるケアプラン」について、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から妥当性を検証するため町に届け出ることが義務化されました。

<9月までの届出>

- ①訪問介護(生活援助中心型)の回数が多いケアプランの届出
- ②短期入所利用日数が認定有効期間の半数を超えるケアプランの届出

<10月からの届出>

上記①②に加えて、③区分支給限度基準額の利用割合が7割以上

かつ、利用サービスの6割以上を訪問介護サービスが占めるケアプランの届出

### ➤ 届出の時期について

- 令和3年10月以降に作成又は変更したケアプランについて、基準に該当する場合
- 居宅サービス計画作成し、利用者の同意を得て交付した後、速やかに提出願います。また、サービス担当者会議での検証を希望される場合は会議の前日までにプラン原案を提出してください。
- 検証した居宅サービス計画の次回の届出は原則1年後とします。

### ➤ 提出する書類について（案）

- ①区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護の利用が大部分を占めるケアプランの届出書
- ②居宅サービス計画書（第1表）から利用票別表（第7表）
- ③基本情報（フェイスシート）
- ④課題分析表（アセスメントシート）
- ⑤訪問介護サービス計画書の写し

### ➤ 検証の仕方について（案）

- ①訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出と同じく、必要書類を福祉介護課 介護保険班に提出する。
- ②書類審査または、ケアプラン点検（地域ケア会議）で検証する。町職員が出席する形で行うサービス担当者会議等での検証も可能とします。
- ③町からケアマネジャーへ検証結果を通知します。
- ④ケアプランやサービス内容に修正や改善が必要な場合は再提出していただきます。

## 2. 令和3年度運営基準・介護報酬改定における取扱い

### ➤ サービス担当者会議の開催について

●令和3年度の介護報酬改定に伴う新たな加算の算定にあたり、ケアプランの変更の必要性があり、かつ軽微な変更でないと判断した場合にはサービス担当者会議の開催が必要です。

「介護保険最新情報 Vol.959 令和3年3月31日 居宅介護支援等に係る書類・事務手続きや業務負担等の取扱いについて」のケアプランの軽微な変更の内容について等をご参照のうえ、開催の判断をお願いします。

●サービス担当者会議の実施が必要な場合

例1) 新しい加算を算定する場合、ケアプランのニーズや目標、サービス内容等についての変更があり、ケアプランを変更する必要がある場合

例2) 通所系サービスにおいて、自宅での入浴を新たな目標に設定することで入浴介助の方法、利用者のケアプラン上のニーズや目標、サービス内容等について変更があり、ケアプランを変更する必要がある場合

<現在のプランの例>

プラン変更が必要：安心・安全な施設での入浴を行い、身体保清ができる。

プラン変更は不要：自宅で入浴できるように見守りや必要な介助を受け、一人で洗える部分を増やす。

具体的にどのような方法で介助していくかは、個別の入浴計画に記載されます。加算の算定のみをもってプランの変更が必要になるものではありません。

## 3. 特定事業所集中減算（前期分）の届出について

指定居宅介護支援事業所において、毎年度2回、判定期間（6か月間）において作成した訪問介護等（訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与）のサービスが位置付けられたケアプランを対象とし、正当な理由なく同一の法人によるサービスを位置付けた割合が80%を超えた場合には、減算対象期間中の居宅介護支援のすべてについて、1月につき200単位を所定単位数から減算して請求することとなります。

### ➤ 特定事業所集中減算に係る届出の提出について

減算の有無に関わらず、

①居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算に係る届出書（様式1）

を**9月15日（水）**までに提出してください。※提出期限厳守

割合が80%を超え、正当な理由に該当する場合は、理由書（様式2）、及び必要な添付資料についても提出してください。詳しくは、町ホームページ、「居宅介護支援事業における特定事業所集中減算の取扱いについて」をご参照ください。

### ➤ 提出方法

・これまで、持参また郵送による提出でしたが、メール（データはPDF化）でも可とします。

### ➤ 提出先

郵送の場合：〒039-0595 青森県南部町大字下名久井字白山 91-1

南部町福祉介護課 介護保険班

介護保険班代表メール：[kaigo@town.aomori-nanbu.lg.jp](mailto:kaigo@town.aomori-nanbu.lg.jp)

## ○添付資料一覧

- ①居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員に係る項目及び項目に対する取扱
- ②退院・退所加算参考様式 退院・退所情報記録書
- ③居宅介護における特定事業所集中減算に係る届出書(様式1)
- ④理由書(様式2)
- ⑤負担限度額説明チラシ